

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 4 月 1 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

専決処分の承認について

工事委託契約の一部を変更することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 5 年 3 月 3 0 日下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

記

平成 2 8 年 6 月 2 4 日可決議案第 1 0 4 号「工事委託契約締結について」中「3 委 託 金 額 1, 4 6 7, 8 4 0, 7 6 6 円」を
「3 委 託 金 額 1, 3 4 7, 1 0 3, 0 4 4 円」に変更する。

提案理由

山陽本線幡生構内武久^こ跨線道路橋新設工事に係る委託契約の一部変更について、専決処分したため。